

議案第149号

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第51条第4項及び第56条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第59条第1項中「100分の5」を「100分の8」に、「100分の105」を「100分の108」に改める。

第63条第1項及び第72条第1項第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、中央卸売市場北部市場の市場使用料等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。